

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 18) (法人住民税:義)(地方税 15) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合※の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。</p> <p>※積立割合:探鉱事業・・・70% 開発事業・・・30%</p> <p>平成 30 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号
4	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を 50%とする。 ・昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を 50%とする。 ・昭和 46 年度 「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を 100%に引き上げ、開発段階の積立率 30%を認める。 ・昭和 48 年度 「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を 50%に引き上げ。 ・昭和 51 年度 開発事業の積立率を 40%に引き下げ。 ・平成 10 年度 開発段階の積立率を 30%に引き下げ。 ・平成 15 年度 対象資源から水産動植物、採油に適する種子及び果実を削除。 ・平成 16 年度 対象事業から植林事業を削除。 ・平成 18 年度 対象資源から蛍石を削除。

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度 探鉱段階の積立率を 90%に引き下げ。対象資源から石炭及び木材を削除。 ・平成 26 年度 対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外。 ・平成 28 年度 探鉱段階の積立率を 70%に引き下げ。資源開発法人及び資源探鉱事業法人の範囲から外国政府を除外。
7	適用又は延長期間	2 年間(平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。</p> <p>こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。こうした支援措置を講ずることにより、我が国に対する資源エネルギーの安定供給を確保することが目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月閣議決定) <p>「化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、将来の変化も視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月閣議決定) <p>「資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、資源開発投資を行う民間企業に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等を通じたリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開し、萎縮する世界の資源開発投資のけん引により世界経済の持続的な成長を支えたとともに、将来我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和し、安定供給を確保する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定) <p>「2016 年 11 月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、アラブ首長国連邦(UAE)、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。」</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																		
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率の向上に繋がり、我が国に対する資源エネルギーの安定供給確保に寄与することになる。</p>																		
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用事業者(法人)数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数。</p> <p>○必要経費(損金)算入額(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22,270</td> <td>23,697</td> <td>4,394</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。</p> <p>近年では、北米、中南米、オセアニア、東南アジアといった地域で本税制を活用した探鉱・開発プロジェクトが進められており、年度当たり 20~30 件の申請(経済産業大臣の認定)が見込まれる。</p> <p>② 減収額</p> <p>○減収額(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,679</td> <td>5,664</td> <td>1,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果により試算した金額。</p>	26 年度	27 年度	28 年度	24	25	12	26 年度	27 年度	28 年度	22,270	23,697	4,394	26 年度	27 年度	28 年度	5,679	5,664	1,028
26 年度	27 年度	28 年度																		
24	25	12																		
26 年度	27 年度	28 年度																		
22,270	23,697	4,394																		
26 年度	27 年度	28 年度																		
5,679	5,664	1,028																		

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○自主開発比率の推移

(単位:%)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
石油・天然ガス	自主開発比率 (注1)	22.1	23.3	24.7	27.2	27.4
銅鉱石	自給率 (注2)	56.3	58.7	62.2	55.8	集計中 (30年2月公表予定)

(注1) 自主開発比率

$$= (\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}) \div (\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量})$$

(注2) 自給率は、地金製錬量(輸出分を含む)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。

(1) 石油・天然ガス

石油・天然ガスの自主開発比率は、平成22年度の23.5%から平成28年度には27.4%に上昇している。本税制の認定を受けたプロジェクトによる引取量の合計は、我が国自主開発引取量全体の概ね6割程度を占めており、本税制による措置は自主開発比率の維持・向上に寄与している。

(2) 金属鉱物

非鉄金属の自給率は平成22年度の53.5%から平成27年度には55.8%に上昇している(平成28年度は集計中)。本税制の認定を受けたプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占めており、本税制による措置は自給率の維持・向上に寄与している。

なお、資源開発は、初期探鉱から生産段階に至るまで最低でも10年程度の期間を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、自主開発比率及び自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。

《税収減を是認するような効果の有無》

本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。

1 0	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。実際、企業単位で数十億円～百億円規模の一括取崩を行う事例が生じているが、本制度により、事業失敗時の大幅な損失を平準化することが可能となり、企業が探鉱・開発事業を行う上での財務リスクが軽減されている。つまり、事業失敗に至った場合でも、我が国企業の財務状況が著しく悪化することを回避し、継続的な探鉱・開発投資が確保されている。</p> <p>また、先進国や新興国においては、各国の事情により制度内容は異なるものの、概ね資源開発を促進するための税制が措置されている。具体的には、探鉱・開発段階における準備金の積立て及びその損金算入を認める制度等が措置されているところ、我が国としても国際的なイコールフットイングを確保する必要がある。</p> <p>なお、我が国企業が資源開発投資を行う際、企業によっては必ずしも引当金を計上しないところ、上述のとおり、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>一方、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度である。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第 58 条第 14 項)</p> <p>また、予算措置として、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による出資支援があるが、これは投資資金が特に巨額となる等、財務基盤の小さい我が国企業単独では権益の獲得や事業の実施が困難である場合や相手国との資源外交上必要な案件等に対し、JOGMEC が直接出資するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
1 1	有識者の見解	—	

1	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 経産 06)
2		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除措置の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)
2	対象税目	(地方税23)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。</p> <p>上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>
4	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年5月 分析対象期間:平成23年度～平成32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○ 昭和36年度(創設)</p> <p>課税免除対象用途は「石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。</p> <p>○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年(平成27年度～平成30年度末)存続。</p>
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>国内炭の生産量は国内の石炭消費の0.7%ではあるものの、主に炭鉱に隣接する国内炭の利用を前提に設計された石炭火力発電所向け(そのほかに製紙業、製糖業、一般家庭の熱源用などがある。)に供給するため、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産している。</p> <p>当該発電所は、LNG火力発電所や石油火力発電所に比べて発電単価が安い。資源の乏しい我が国にとって、エネルギーセキュリティー上重要な位置づけとなっている。国内炭を燃料とする火力発電所の総出力は北海道内電力使用量の約1割に相当し、発電単価のみならず、発電規模でも重要。</p> <p>電力会社からの燃料コスト抑制の要請により、事業者は生産原価の低減に努めているが、石炭の掘採にあたっては生産コストの低い場所から順次開発していること、近年軽油価格が上昇傾向となっていること等から採掘原価は上昇基調となっている。</p> <p>軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、石炭の生産に使われるブルドーザ等の重機には軽油に代替しうる燃料がないため、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることになり、石炭の生産の維持が困難となる。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内石炭の安定的な生産を図る。																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内石炭の安定的な生産体制の確保																				
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度～平成28年度の適用者数は対象8社中すべてが対象(北海道のみ)、29年度から32年度においても適用者数及び軽油使用量は同数で推移する見込み。</p> <p style="text-align: center;">免税軽油使用量(KL)</p> <table> <tr><td>平成23年度</td><td>11,644</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,996</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>9,375</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>9,587</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>9,176</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>9,176</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>9,176</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>9,176</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>9,176</td></tr> </table> <p>※ 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)によれば、29年度から32年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p>	平成23年度	11,644	平成24年度	10,996	平成25年度	10,495	平成26年度	9,375	平成27年度	9,587	平成28年度	9,176	平成29年度	9,176	平成30年度	9,176	平成31年度	9,176	平成32年度	9,176
平成23年度	11,644																						
平成24年度	10,996																						
平成25年度	10,495																						
平成26年度	9,375																						
平成27年度	9,587																						
平成28年度	9,176																						
平成29年度	9,176																						
平成30年度	9,176																						
平成31年度	9,176																						
平成32年度	9,176																						
		② 減収額	<p><算出方法> 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。 (単位:千円)</p> <table> <tr><td>平成23年度</td><td>373,772</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>352,971</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>300,943</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>307,743</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>294,547</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>294,547</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>294,547</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>294,547</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>294,547</td></tr> </table>	平成23年度	373,772	平成24年度	352,971	平成25年度	336,881	平成26年度	300,943	平成27年度	307,743	平成28年度	294,547	平成29年度	294,547	平成30年度	294,547	平成31年度	294,547	平成32年度	294,547
平成23年度	373,772																						
平成24年度	352,971																						
平成25年度	336,881																						
平成26年度	300,943																						
平成27年度	307,743																						
平成28年度	294,547																						
平成29年度	294,547																						
平成30年度	294,547																						
平成31年度	294,547																						
平成32年度	294,547																						

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 (分析対象期間:平成23年4月～平成32年3月) (石炭生産量:千トン)</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>1,227</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,233</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,247</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,203</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,261</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,261</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1,261</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>1,261</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>1,261</td></tr> </table> <p>※北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社分)によれば、29年度から32年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成23年4月～平成28年3月) 本税制は、石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p>	平成23年度	1,227	平成24年度	1,233	平成25年度	1,224	平成26年度	1,247	平成27年度	1,203	平成28年度	1,261	平成29年度	1,261	平成30年度	1,261	平成31年度	1,261	平成32年度	1,261
平成23年度	1,227																						
平成24年度	1,233																						
平成25年度	1,224																						
平成26年度	1,247																						
平成27年度	1,203																						
平成28年度	1,261																						
平成29年度	1,261																						
平成30年度	1,261																						
平成31年度	1,261																						
平成32年度	1,261																						
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等																					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当該業種は、中小企業割合が高く、現在石炭を掘採している北海道において、電力の安定供給及び雇用の確保に寄与している。 また、事業者の経営が安定することにより、掘採後の現状復旧が促進され、環境被害の防止に資する。																				
11	有識者の見解		—																				
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																				

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業)
2	対象税目	(地方税24)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ・さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税を免除。 ・適用期限を延長する。 《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方交付税法施行令附則第10条の2の2第7項
4	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～平成33年3月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度(創設) ・対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 昭和34年度(拡充) ・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」を追加 昭和36年度(拡充) ・「鉱物」に「岩石」を含める ・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加 昭和37年度(拡充) ・「鉱物」に「砂利」を含める ・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」を「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充 昭和46年度(拡充) ・対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内においてもつばら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に拡充 (平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正) 平成21年度3年間延長 平成24年度3年間延長 平成27年度3年間延長
7	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。

			《政策目的の根拠》 経済産業省設置法第3条(経済産業省の任務)																										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策軸名: 鉱物資源の安定供給確保																										
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。																										
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。																										
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数(鉱山数)</p> <p>平成21年度 416 平成22年度 414 平成23年度 406 平成24年度 389 平成25年度 381 平成26年度 377 平成27年度 374 平成28年度 373 平成29年度 373 平成30年度 373 平成31年度 373 平成32年度 373</p> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。</p> <p>・平成21年度～平成27年度の鉱山数は、経済産業局調べ。</p> <p>・平成29～31年度の鉱山数の見込みは、平成28年度と同数と推計。</p>																										
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>免税軽油使用量(KL)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度 87,548</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度 89,320</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度 90,081</td><td>2,892</td></tr> <tr><td>平成24年度 92,939</td><td>2,983</td></tr> <tr><td>平成25年度 97,932</td><td>3,144</td></tr> <tr><td>平成26年度 96,945</td><td>3,112</td></tr> <tr><td>平成27年度 93,647</td><td>3,006</td></tr> <tr><td>平成28年度 91,732</td><td>2,945</td></tr> <tr><td>平成29年度 91,732</td><td>2,945</td></tr> <tr><td>平成30年度 91,732</td><td>2,945</td></tr> <tr><td>平成31年度 91,732</td><td>2,945</td></tr> <tr><td>平成32年度 91,732</td><td>2,945</td></tr> </tbody> </table>	免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)	平成21年度 87,548	2,810	平成22年度 89,320	2,867	平成23年度 90,081	2,892	平成24年度 92,939	2,983	平成25年度 97,932	3,144	平成26年度 96,945	3,112	平成27年度 93,647	3,006	平成28年度 91,732	2,945	平成29年度 91,732	2,945	平成30年度 91,732	2,945	平成31年度 91,732	2,945	平成32年度 91,732	2,945
免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)																												
平成21年度 87,548	2,810																												
平成22年度 89,320	2,867																												
平成23年度 90,081	2,892																												
平成24年度 92,939	2,983																												
平成25年度 97,932	3,144																												
平成26年度 96,945	3,112																												
平成27年度 93,647	3,006																												
平成28年度 91,732	2,945																												
平成29年度 91,732	2,945																												
平成30年度 91,732	2,945																												
平成31年度 91,732	2,945																												
平成32年度 91,732	2,945																												

		<p>(算出方法・データの出所)</p> <p><u>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり 590.73KL) ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,201,995トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,320KL)」を算出。 <p><u>(2)平成23年度～平成28年度免税軽油使用量の算出(推計)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり 590.73KL)に①平成23年度の石灰石等鉱物生産量(152,491,385トン)を、②平成24年度の石灰石等鉱物生産量(157,329,332トン)を、③平成25年度の石灰石等鉱物生産量(165,780,776トン)を、④平成26年度の石灰石等鉱物生産量(164,110,391トン)を、⑤平成27年度の石灰石等鉱物生産量(158,527,810トン)を、⑥平成28年度の石灰石等鉱物生産量(155,285,166トン)を乗じることで、①'平成23年度免税軽油使用量(90,081KL)を、②'平成24年度免税軽油使用量(92,939KL)を、③'平成25年度免税軽油使用量(97,932KL)を、④'平成26年度免税軽油使用量(93,645KL)を、⑤'平成27年度免税軽油使用量(93,647KL)を、⑥'平成28年度免税軽油使用量(91,732KL)を算出。 <p><u>(3)平成29年度～平成32年度の免税軽油使用量の算出(推計)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山数の見込みを平成28年度と同数と見込んでいることから、免税軽油使用量も平成28年度と同量(91,732KL)と推計。 <p><u>(5)減収見込額(推計)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に、軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。
	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石」を例にすると、平成24年度から平成27年度までの自給率は、「石灰石」、「けい石」いずれもほぼ100%で推移し安定供給に大きく貢献しており、将来においても同程度の効果があるものと想定される。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格転嫁の困難性 石灰石生産会社及びセメント会社へのヒアリング結果によれば、石灰石の主要用途であるセメントの生産コストに占める、石灰石、粘土、けい石の原料コストは24%であり、焙焼の際の石炭に係る燃料コストは30%。 一般的に、石灰石生産会社とセメント会社では会社の規模が異なるため(石灰石生産会社の95%は中小企業、セメント会社の82%は大企業)、原材料価格の上昇等の影響をセメント会社に価格転嫁することは困難。 ・経営・雇用への影響 石灰石、けい石等の生産会社への実態調査等の結果では、足下では中小事業者の2割程度が赤字の状態であるが、軽油引取り税の減免措置の廃止により生産コストが上昇し価格転嫁が困難な結果、赤字中小企業の割合は約4割に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予見される。 石灰石、けい石等の生産会社は地域における重要な雇用の受け皿となっており、これらの会社が廃業・倒産に至れば地域経済にも大きな影響を与える。 ・石灰石鉱山閉山に伴う影響 軽油引取り税の減免措置が平成30年3月に廃止され、中小事業者の事業継続が困難になった場合、十分な閉山費用が積み立てられないまま閉山

			を迎えることとなる。その結果、緑地化や補強工事が行われぬまま跡地が放置され、陥没等が生じかねない。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。 ・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業種は鉱物を掘採する事業であるため、その事業場所である鉱山はそのほとんどが地方圏にあり貴重な地場産業となっていること、また、我が国の石灰石等鉱物鉱山は373鉱山(平成28年4月1日現在)存在しているが、そのうち中小企業鉱山は9割以上の345鉱山であり中小企業割合が極めて高い業種である。 ・更に、関連する事業者も少なくなく、鉱物掘採用の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料(軽油)を販売する燃料業者等、地域において貴重な雇用先が存在している。 ・したがって、仮に本措置が廃止され、経営悪化よって鉱山が閉山となった場合、鉱山のみならず連鎖的にこれらの関連する事業者の経営悪化や雇用の維持にも影響を及ぼし、地域経済活性化や国土強靱化の施策にも逆行することになる。 ・また、鉱山を廃止する場合には、事故防止対策や跡地緑化を行わなければならないが、資金力が無い場合そのまま放置され陥没等災害が生じかねない。 ・なお、一部の地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月